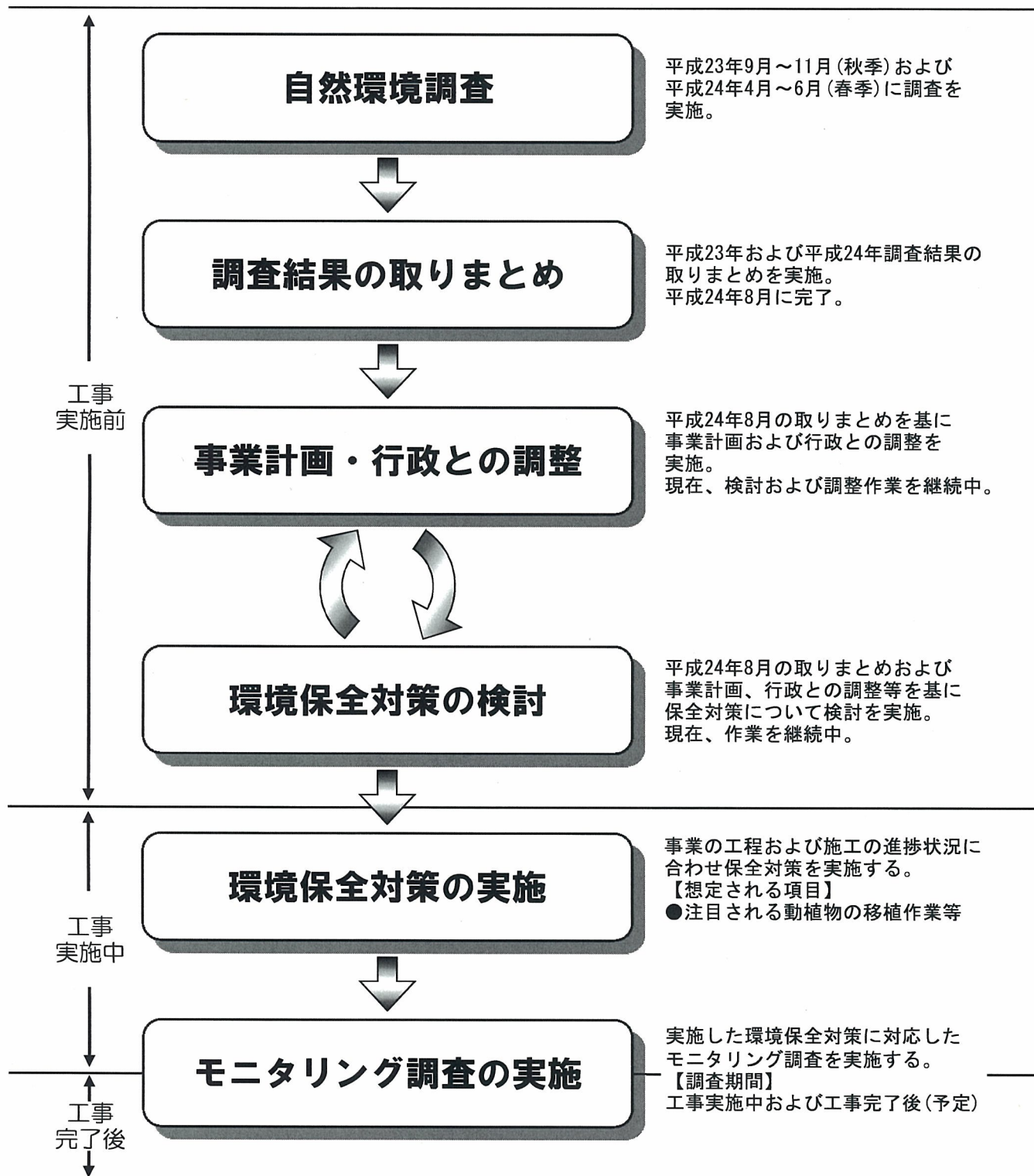


# 環境保全対策の流れ

町田市本町田7宅地造成工事を実施するにあたっては、『東京における自然の保護と回復に関する条例(第47条)』により開発許可の取得が必要となるため、これまでに行政の指導のもと、自然環境調査および環境保全対策の検討等を行ってまいりました。

現在、許可取得のため行政との協議・調整を行っており、許可取得後の環境保全対策の実施等について、これまでの作業経緯を含め、以下に本事業における環境保全対策の流れを示します。



【自然環境調査および環境保全対策の実施機関】

株式会社 環境プロデュース